

加古川市斎場の管理運営に関する年度協定書（案）

加古川市（以下「甲」という。）と、●●●●（以下「乙」という。）は、加古川市斎場の管理運営に関する基本協定に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（指定管理料の支払い）

第2条 甲は、乙に管理運営業務に係る指定管理料として、●●●，●●●●，●●●●円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、一箇月ごとの均等分割払いとし、前月分を乙の請求に基づき支払うものとする。

3 前項の規定による一箇月ごとの均等分割払いの額に100円未満の端数があるときは、その端数金額をすべて最初の月分に合算するものとする。

4 第1項の指定管理料のうち、施設の燃料費として、●●●，●●●●，●●●●円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、施設の光熱水費として、●●●，●●●●，●●●●円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、建築物、建築設備、外構及び備品等の修繕費として、1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、施設の備品購入費として、100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を見込むが、決算の結果、その要した費用の額が当該見込額に満たないときは、乙はその差額を甲の指定する日までに返納するものとする。

5 甲は、第2項に規定する請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を支払うものとする。

（協議）

第3条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和9年4月1日

甲 加古川市加古川町北在家 2000 番地
加古川市
加古川市長 岡田康裕

乙 ●●●●